

## 深川市建設工事請負業者級別格付評定基準

平成 19 年 3 月 16 日 市長決裁

建設工事請負業者指名の公正かつ適正を期するため、深川市に入札参加資格審査申請のあった建設業者のうち、市内業者について、次の方式により評定し級別の格付を行う。

## 1 客観的審査事項

客観的要素の数値は、建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 27 条の 23 の規定に基づき国土交通大臣又は都道府県知事の行った経営規模等評価の総合評定値とする。

## 2 主観的審査事項

主観的要素の数値は、深川市が発注した工事の施行成績等について各主管課から報告のあった工事施行成績評定表に基づき、次の基準により算定する。

①工事施行成績（平均評定点）

②工事实績点

工 事 請 負 代 金 額	評 点
50,000 千円以上	60 点
30,000 千円以上～ 50,000 千円未満	50 点
10,000 千円以上～ 30,000 千円未満	40 点
5,000 千円以上～ 10,000 千円未満	30 点
3,000 千円以上 ～ 5,000 千円未満	20 点
1,300 千円以上 ～ 3,000 千円未満	10 点
1,300 千円未満	0 点

## 3 当該年度の数値

当該年度の数値は、次の数値を限度とした合計数値によって評定する。

①客観的数値 100 点

②主観的数値 工事施行成績 140 点(平均評定点×140/100)

工事实績点 60 点

合 計 300 点

## 4 調 整

工事の経歴、成績、信用度、安全度、社会貢献等を考慮し、特に必要と認める場合、所要の調整を行うことができる。

## 5 総合数値

総合数値は、直前 2 カ年の経営規模等評価の総合評定値と直前 4 か年の工事施工成績と工事实績点の平均数値とする。

## 6 級別の格付

級別の格付は、総合数値に基づき深川市競争入札参加者審査委員会において定める。なお、新たに当該工事種別の級別格付を行う者については、原則として最下位の等級と

する。

#### 7 等級区分に応ずる入札方法

等級	土木・建築一式工事	入札方法
A	20,000 千円以上	地域限定
A	10,000 千円以上	市内限定
A・B	5,000 千円以上	市内限定
B	1,300 千円超	市内限定

#### 8 市外業者の参加基準

土木・建築一式工事で地域限定型一般競争入札に参加しようとする市外業者は、A に格付けされている市内業者の直近 1 月 1 日現在の経営規模等評価の総合評定値の平均点以上とする。